

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	福祉政策課 地域福祉担当室

契約業者名・住所	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会・松戸市上矢切 2 9 9 番地の 1 松戸市総合福祉会館内
工事等の名称	福祉団体援護事業委託
工事等の場所	松戸市上矢切 2 9 9 番地の 1 松戸市総合福祉会館内
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	3 4 6, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	福祉団体援護に関する委託
随意契約の理由	本事業は、松戸市内において更生保護等極めて公共的な活動を行なっており、援護を必要とする福祉団体の活動を促進する事業であることから地域福祉を促進する上で必要な事業です。 そのため、事業の性質上また目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号を適用し、随意契約とするものです。 また、松戸市社会福祉協議会は、社会福祉法人として、福祉団体助成・生活福祉資金貸付相談等の多岐にわたる社会福祉事業を専門的に取り扱っていることから、随意契約先として選定いたしました。 なお、松戸市社会福祉協議会は、例年確実に本市からの委託事業を履行している実績があります。